

第一経営熊谷事務所ニュース 2016年4月号

熊谷事務所運営委員会

4月の税務カレンダー

☆給与支払者に係る給与所得者異動届・4/15まで

☆軽自動車税の納付

☆固定資産税第1期分納税

☆3月分源泉所得税住民税の納税・・・4/11

☆平成28年2月決算法人の確定申告

☆8月決算法人の中間申告(法人・消費)



【税務耳より情報】

平成28年度税制改正法案が成立

平成28年度税制改正法案が、3月29日に成立しました。施行は原則、平成28年4月1日となります。

内容は、来年4月の消費税率10%引上げ時の低所得者へ配慮のための消費税の軽減税率制度の導入、法人税率の引下げ及び課税ベースの拡大のための欠損金繰越控除の見直しや租税特別措置法の見直しです。

- ・空き家売却時の譲渡所得特別控除の創設
- ・多世代同居住宅のリフォーム税額控除の創設、
- ・企業版ふるさと納税の創設

などが、新しく創設されました。

○詳細は、職員にお尋ねください。

《ちょっとランチタイム》



今回は、soba de Cafe「とら吉」(048-538-8990)熊谷市肥塚4-79-1にあるお蕎麦とカフェの融合した新しいタイプのお店です。若い店主さんが、新しい感覚で内装、音楽、器にこだわったお店です。お店の中は、まるでカフェのよ

うな素敵な空間。器は、織部焼、BGMは、ジャズ。

店内で打っている手打ちそばのお味は、かなり本格的。

おすすめは、ランチ「トラ子」セット。前菜とてんぷら、もりそば、デザート、飲み物がつきます。ちょっと贅沢ですが、お花見の後のランチは、いかがでしょうか。

《社労士法人よりお知らせ》

標準報酬月額及び累計標準賞与額の上限が変更になり

なります

4月より協会けんぽの健康保険の標準報酬月額及び累計標準賞与額の上限が変更になります。標準報酬月額は、現在最高等級47等級ですが3等級追加されます。健康保険の標準報酬月額上限改定に伴い、改定後の新等級に該当する被保険者の方がいる対象の事業主に対して、平成28年4月中に年金事務所より標準報酬改定通知書が届く予定です(事業主からの改定届は不要です)。

改定前			改定後		
月額等級	標準報酬月額	報酬月額	月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第47級	1,210,000円	1,175,000円以上	第47級	1,210,000円	1,175,000円以上 1,235,000円未満
			第48級	1,270,000円	1,235,000円以上 1,295,000円未満
			第49級	1,330,000円	1,295,000円以上 1,355,000円未満
			第50級	1,390,000円	1,355,000円以上

累計標準賞与額の上限は540万円から573万円に引き上げられます。

改定前	改定後
5,400,000円	5,730,000円

平成28年4月からの雇用保険料率変更になります

「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が平成28年3月29日国会で成立し、3月31日労働政策審議会雇用保険部会における審議を経て、雇用保険料率の引き下げが確定します。

雇用保険料率表(単位%)						
事 類 の 種 類	一般の 事業	負担者				①+② 雇用保 険料率
		①労働 者負担 (失業 等給付 の料率 のみ)	②事業主 負担	失業等 給付の 料率	雇用保 険二事 業の料 率	
	一般の 事業	0.4%	0.7%	0.4%	0.3%	1.1%
	建設の 事業	0.5%	0.9%	0.5%	0.4%	1.4%